

国立市印鑑条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 1 日

提出者 国立市長 濱 崎 真 也

(説 明) 電気通信事業法の一部改正に伴い、規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市印鑑条例の一部を改正する条例案

国立市印鑑条例（昭和50年3月国立市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条の2中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

付 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。